役務契約書 (単価契約)

発注者と受注者とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年6月24日に交付した役務契約約款によって、公正な役務契約を締結し、以下のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	米代東部森林管理署官用自動車点検等業務
案件内容・仕様	自動車点検業務等(自動車点検項目ごとの単価契約)
数量 (単位)	1式
仕様	別紙「官用自動車点検等業務仕様書」のとおり
	金円
契約金額	(うち自動車重量税 円)
(税込み)	(うち自賠責保険料 円)
	(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
契約期間	契約締結日の翌日から~令和8年3月31日
納入場所	米代東部森林管理署
契約保証金	免除
備考	契約単価については別紙2「単価表」のとおり

この契約の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が<mark>署名</mark>を行ったものを<u>本シス</u> <u>テムで</u>保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者 秋田県大館市上代野字中岱3-23

分任支出負担行為担当官

米代東部森林管理署長 五十嵐 和人 印

受注者

印

※紙による契約の場合は上記下線部分を削除し、「署名」部分を「記名押印」とする。

官用自動車点検等業務仕様書

1 対象物品

別紙1 「米代東部森林管理署官用自動車点検等業務(整備内容一覧表)(以下「一覧表」という。)に定める自動車とする。

なお、台数及び数量については予定であり、変動することもあるので、契約相手 方は予定台数に変更があっても異議を申し立てないこと。

一覧表以外の整備(消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。)については、 契約相手方が点検を実施した結果、整備が必要であると判断した場合に、分任支出 負担行為担当官等が任命した監督職員に連絡の上指示を受けるものとする。

2 請負内容

- (1) 契約相手方は、米代東部森林管理署庁舎より車両を引き取り、点検・検査等を 実施の上、庁舎に返還するものとする。
- (2) 一覧表及び入札書(内訳書)における件名の内容は次のとおりとする。
 - ア 定期点検とは、道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。) 第 48 条に基づく点検整備とする。
 - イ 継続点検とは、法第62条に基づく検査とする。
 - ウ 基本点検技術料とは、法第48条に基づく自動車点検基準(昭和26年運輸省 令第70号)において規定する全ての項目の点検作業をいう。
 - エ 保安検査確認とは、法第62条に定める継続検査に係るものとする。
 - オ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、 申請に必要な書類は契約者の負担において用意するものとする。
 - カ 車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、ゴムマットの清掃及び樹脂並び に鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。

外回り清掃とは、外回りの洗浄、拭き掃除の作業をいう。

キ エンジンオイル交換には、エンジンオイル(部品)代金を含むものとする。 エンジンオイルについては、API規格(ガソリン車についてはSG品質を基準とする。)のものとし、該当車種に適したエンジンオイルを使用すること。 なお、エンジンオイル量は1台当たり5リットルを交換すると想定して算定することとし、精算金額は実際のオイル交換量に1リットル当たりの単価を乗じて算出した金額を採用するものとする。

ク 別途発注

上記以外の業務については、分任支出負担行為担当官等が任命した監督職員 と契約相手方による協議により決定するものとする。

3 整備の追加

- (1) 契約相手方は、上記1の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、一覧表に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、直ちに分任支出負担行為担当官等が任命した監督職員に通知するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、当該追加整備にかかる費用の見積りを当該車両の使用者である米代東部森林管理署長あて提出するものとする。
- (2) 当該車両の使用者である米代東部森林管理署長は、契約単価に定めのない部分の追加整備について前項の契約相手方の通知内容及び費用が適当であると判断し

た場合は、別途の請負契約を契約相手方と締結するものとする。

4 保証

契約相手方は、当該業務の完了後6か月、又は当該業務を実施した対象車両が、 業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早 い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じ た場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと契約相手方が 認めたときは、その不具合箇所を契約相手方の負担において再度整備するものとす る。その他、保証の詳細は、契約相手方の発行する整備保証書による。

5 代金の請求及び支払

- (1)契約相手方は、業務の履行を完了し分任支出負担行為担当官等が任命した検査 職員の検査に合格したときは、毎月分若しくは数か月分を取りまとめ、適法な請求書により履行した数量に頭書に定める契約単価を乗じた金額を分任支出負担行 為担当官に請求することができる。
- (2) 分任支出負担行為担当官等は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内(以下「約定期間」という。)に代金を契約相手方に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当のため、契約相手方に返送した場合には、分任支出負担行為担当官等がその返送した日から契約相手方の適法な請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しない。

6 その他

契約相手方は、車両の返還に当たっては、分任支出負担行為担当官等が任命した 検査職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使 用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明確に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

「米代東部森林管理署官用自動車点検等業務(整備内容一覧表)」

						車名		自賠責係	R 険期間			6	ь		登				継続点検(車検)	定期 点検	車内	ェッ	
	車両受液 森 務・ 署		車台番号	型式	メーカー	車種	燃料の 種類	自	至	自動車重量税 (該当車両重量)	自賠責保険料	自動車重量税	自賠責保 険料	取得年度	録・交付年月日	車検満了日	定期点検又は一検実施予定月	基本点検技	継続検査確認 保安検査確認 でいる な洗浄	基本点検技術料	及び外回り清掃	ジンオイル交換	備考
1	扇田東	秋田 41け2675	DG63T-104350	LE-DG63T	マツダ	スクラムトラック	ガソリン	R5. 8. 4	R7. 8. 4	自家用 軽自動車 検査対象車 24ヶ月※18年	自家用 軽自動車 本土 24ヶ月	8, 800	17, 540	H15	H15. 5. 26	R7. 7. 13	R7	6 0	0		0	0	
2	岩野目	秋田400た1055	SKP2MN-200640	ABF-SKP2MN	ニッサン	バネットバン	ガソリン	R6. 10. 20	R7. 10. 20	自家用 小型貨物(~3t) 検査対象車 12ヶ月※13年	自家用 小型貨物 本土 12ヶ月	17, 100	12, 850	H24	H24. 9. 27	R7. 9. 28	R7	9 0	0		0	0	
3	花 輪	秋田300ゆ8176	RU2-1302211	DBA-RU2	ホンダ	VEZEL	ガソリン	R5. 11. 22	R7. 11. 22	自家用 乗用車(~1.5t) 検査対象車 24ヶ月	自家用 乗用自動車 本土 24ヶ月	24, 600	17, 650	H30	H30. 10. 22	R7. 10. 21	R7 1	0 0	0		0	0	
4	本 署	秋田501め8285	A210S-0010595	5BA-A210S	ダイハツ	ロッキー	ガソリン	R5. 12. 7	R7. 12. 7	自家用 乗用車(~1.5t) 検査対象車 24ヶ月	自家用 乗用自動車 本土 24ヶ月	24, 600	17, 650	R2	R2. 11. 11	R7. 11. 10	R7 1	0 0	0		0	0	
5	本 署	秋田300ゆ9148	NT32-586307	DBA-NT32	ニッサン	エクストレイル	ガソリン	R5. 12. 19	R7. 12. 19	自家用 乗用車(~2t) 検査対象車 24ヶ月	自家用 乗用自動車 本土 24ヶ月	32, 800	17, 650	H30	H30. 11. 19	R7. 11. 18	R7 1	1 0	0		0	0	
6	本 署	秋田300ね7529	SH5-024005	DBA-SH5	スバル	フォレスター	ガソリン	R5. 12. 24	R7. 12. 24	自家用 乗用車(~1.5t) 検査対象車 24ヶ月※13年	自家用 乗用自動車 本土 24ヶ月	34, 200	17, 650	H20	H20. 11. 7	R7. 12. 5	R7 1	1 0	0		0	0	
7	本 署	秋田501と9484	J210G-2000269	ABA-J210G	ダイハツ	ビーゴ	ガソリン	R6. 1. 5	R8. 1. 5	自家用 乗用車(~1.5t) 検査対象車 24ヶ月※13年	自家用 乗用自動車 本土 24ヶ月	34, 200	17, 650	H24	H24. 12. 5	R7. 12. 9	R7 1	1 0	0		0	0	
8	八幡平	秋田300ひ3021	SHJ-003376	DBA-SHJ	スバル	フォレスター	ガソリン	R6. 1. 27	R8. 1. 27	自家用 乗用車(~1.5t) 検査対象車 24ヶ月※13年	自家用 乗用自動車 本土 24ヶ月	34, 200	17, 650	H22	H23. 1. 7	R8. 1. 6	R7 1	2 O	0		0	0	
9	本 署	秋田300ほ6400	NT31-308166	DBA-NT31	ニッサン	エクストレイル	ガソリン	R6. 1. 17	R8. 1. 17	自家用 乗用車(~1.5t) 検査対象車 24ヶ月※13年	自家用 乗用自動車 本土 24ヶ月	34, 200	17, 650	H24	H25. 1. 17	R8. 1. 16	R7 1	2 O	0		0	0	
10	鷹巣	秋田400そ6913	SKP2MN-100406	ABF-SKP2MN	ニッサン	バネットバン	ガソリン	R7. 2. 18	R8. 2. 18	自家用 小型貨物(~3t) 検査対象車12ヶ月※13年	自家用 小型貨物 本土 12ヶ月	17, 100	12, 850	H22	H23. 1. 25	R8. 1. 25	R8	0	0		0	0	
11	岩野目	秋田502さ4671	A210S-0018216	3BA-A210S	ダイハツ	ロッキー	ガソリン	R5. 3. 3	R8. 4. 3	自家用 乗用車(~1.5t) 検査対象車 24ヶ月	自家用 乗用自動車 本土 24ヶ月	24, 600	17, 650	R4	R5. 3. 6	R8. 3. 5	R8 :	2 0	0		0	0	
12		秋田580ふ9731	S331N-0002723	ABA-S331N	スバル	ディアスワゴン	ガソリン	R6. 4. 24	R8. 4. 24	自家用 軽自動車 検査対象車 24ヶ月	自家用 軽自動車 本土 24ヶ月	6, 600	17, 540	H26	H27. 3. 24	R8. 3. 23	R8 :	3 0	0		0	0	
10		検(車検)12台	TDE 4W 007700	ODA TREAM			12, 111,	D0 11 00	DO 11 00	※13年:13年経過、18年:18年経過		1		1110	1110 10 00	D0 11 17	D7 1		1		_	$\overline{}$	\dashv
13		秋田300ぬ5386	TD54W-207729	CBA-TD54W	スズキ	エスクード	ガソリン	R6. 11. 22		自家用 乗用車(~2t)	自家用 乗用自動車			H19	H19. 10. 26	R8. 11. 17	R7 1			0	0	0	
14		秋田300や6295	GA4W-0700283	DBA-GA4W	三菱	RVR	ガソリン	R4. 12. 24		自家用 乗用車(~1.5t)	自家用 乗用自動車			H29	H29. 11. 24	R8. 12. 1	R7 1			0	0	0	-
15		秋田300や6294	GA4W-0700282	DBA-GA4W	三菱	RVR	ガソリン	R6. 12. 24	R8. 12. 24	自家用 乗用車(~1.5t)	自家用 乗用自動車			H29	H29. 11. 24	R8. 12. 5	R7 1	1		0	0	0	
16		秋田480て7305	DA17V-503171	HBD-DA17V	スズキ	エブリィ	ガソリン	R7. 2. 18	R9. 2. 18	自家用 軽自動車	自家用 軽自動車			R2	R3. 1. 18	R9. 1. 17	R8			0	0	0	_
17		秋田501に9962	J210G-2000754	ABA-J210G	ダイハツ	ビーゴ	ガソリン	R7. 2. 27	R9. 2. 27	自家用 乗用車(~1.5t)	自家用 乗用自動車			H25	H26. 1. 27	R9. 1. 26	R8			0	0	0	-
18		秋田501で1972	J210G-0009082	ABA-J210G	ダイハツ	ビーゴ	ガソリン	R7. 2. 28	R9. 2. 28	自家用 乗用車(~1.5t)	自家用 乗用自動車			H23	H24. 1. 31	R9. 1. 31	R8			0	0	0	_
19	扇田東	秋田501で1971	J210G-0009086	ABA-J210G ABA-TW2	ダイハツ		ガソリン	R7. 2. 28	R9. 2. 28	自家用 乗用車(~1.5t)	自家用 乗用自動車			H23	H24. 1. 31	R9. 1. 31	R8			0	0	0	
20		秋田580け3934 秋田301せ8989	TW2-028847 GTE-053083	5AA-GTE	スバルスバル	ディアスワゴン XV	ガソリン	R7. 2. 28 R7. 3. 24	R9. 2. 28 R9. 3. 24	自家用 軽自動車	自家用 軽自動車			H19 R3	H20. 1. 31 R4. 2. 24	R9. 2. 4 R9. 2. 23	R8 :)		0	0	0	_
		1		DBA-SHJ						自家用 乗用車(~2t)	自家用 乗用自動車			H23			R8 :	-				0	-
22		秋田300ふ5443	SHJ-021864 H58A-0719615	ABA-H58A	スバル	フォレスター	ガソリン	R7. 3. 23	R9. 3. 23	自家用 乗用車(~1.5t) 自家用 軽自動車	自家用 乗用自動車 自家用 軽自動車			H19	H24. 3. 6 H20. 3. 12	R9. 3. 5 R9. 3. 11	R8 :			0	0	0	-
24		秋田300は3162	SH5-047136	DBA-SH5	三 菱		ガソリン	R7. 4. 15	R9. 4. 7		自家用 乗用自動車			H21	H20. 3. 12	R9. 3. 11	R8 :			0	0	0	\dashv
25		秋田300は3162	SH5-047770	DBA-SH5	スバル	フォレスターフォレスター	ガソリン	R7. 4. 15	R9. 4. 15	自家用 乗用車(~1.5t) 自家用 乗用車(~1.5t)	自家用 乗用自動車			H21	H22. 3. 24	R9. 3. 23	R8			0	0	0	_
20		(12ヶ月) 13台	0110=041110	טרוט-אטע	^/ \/\	ンオレヘダー	カノリン	N7. 4. 10	NJ. 4. IJ	口水用 米用半(~1.50)	口水川 米川日期甲			1121	1122. 3. 24	N3. 3. 23	I/O	<u>'</u>			J		\dashv
	計 2 5 台 293,000 201,980												\dashv										

単 価 表

			数量	単位	単価(円)	金額(円)	
		車両重量1.5トンまで2年	3	台	24,600	73,800	
	乗用自動車(自家用)	車両重量1.5トンまで2年 ※13年経過車両	4	台	34,200	136,800	
力科士子早か			1	台	32,800	32,800	
自動車重量税	小型貨物(自家用)	車両重量3トンまで 1年 ※13年経過車両	2	台	17,100	34,200	
	軽自動車(自家用)	検査対象車 2年	1	台	6,600	6,600	
	社口划平(日豕川)	検査対象車 2年 ※13年経過車両(18年)	1	台	8,800	8,800	
	自動	12	台		293,000		
	乗用自動車(自家用)	検査対象車 本土 24ヶ月契約	8	台	17,650	141,200	
自賠責保険料	小型貨物(自家用)	検査対象車 本土 12ヶ月契約	2	台	12,850	25,700	
	軽自動車(自家用)	検査対象車 本土 24ヶ月契約	2	台	17,540	35,080	
	自動車損害	賠償責任保険料計(B)	12	台		201,980	
		乗用自動車(車両重量1.5トンまで)	7	台			
	基本点検技術料	乗用自動車(車両重量2トンまで)	1	台			
	_ : mixixinati	小型貨物(車両重量3トンまで)	2	台			
		軽自動車 検査対象車	2	台			
		乗用自動車(車両重量1.5トンまで)	7	台			
	エンジン、下廻り スチーム洗浄	乗用自動車(車両重量2トンまで)	1	台			
		小型貨物(車両重量3トンまで)	2	台			
継続点検		軽自動車 検査対象車	2	台			
(車検)	下廻り防錆塗装料	乗用自動車(車両重量1.5トンまで)	7	台			
		乗用自動車(車両重量2トンまで)	1	台			
		小型貨物(車両重量3トンまで)	2	台			
		軽自動車 検査対象車	2	台			
	車内及び外回り	清掃	12	台			
	保安検査確認		12				
	継続検査代行		12	台			
	エンジンオイル交換	対象12台 ※1台当たり50を想定(単価は10当たり)	60	Q			
	継続点	ā検(車検)計(C)	12	台			
		乗用自動車(車両重量1.5トンまで)	8	台			
		乗用自動車(車両重量2トンまで)	2	台			
		軽自動車 検査対象車	3	台			
	車内及び外回り		13	台			
		対象13台 ※1台当たり50を想定(単価は10当たり)	65	Q			
	定期点検	13	台				
作業料金計(E) = (C) + (D) ※消費税を含まない金額							
		消費税(F)=(E)×0.10 (10%)					
		合計(G) = (A) + (B) + (E) + (F)					